

答 申 第 9 3 号
(諮 問 第 9 5 号)

令和 3 年 (2021 年) 5 月 20 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 2 年 (2020 年) 8 月 28 日付け鎌総第 1354 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和元年（2019年）10月16日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「東海道本線大船駅・藤沢駅間村岡新駅（仮称）及び自由通路設置に伴う概略設計等の実施に関する協定書」について、実施機関鎌倉市長が令和元年（2019年）12月13日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和元年（2019年）10月16日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「東海道本線大船駅・藤沢駅間村岡新駅（仮称）及び自由通路設置に伴う概略設計等の実施に関する協定書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和元年（2019年）12月13日付け鎌倉市指令深地第20号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和2年（2020年）1月6日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年（2020年）1月6日付けで提出した審査請求書並びに同年2月26日付け、4月1日付け、5月18日付け、6月17日付け及び7月15日付けで提出した反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 非公開の理由として条例第6条第2号をあげているが、条例第6条の規定では、非公開はあくまで例外であり、極めて安易に非公開部分が広げられている。

イ 本件請求の後にした行政文書公開請求に係る処分（以下「別処分」という。）では、本件処分と請求対象文書が同じであるのにもかかわらず、本件処分では非公開とされた部分が一部公開されており、不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和2年（2020年）2月17日付け、同年3月19日付け、4月28日付け、6月9日付け及び7月2日付けで提出された弁明書並びに令和3年（2021年）1月29日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件処分で非公開とした情報は、条例第6条第2号に該当し、条例に則り適切に文書を公開している。なお、本件処分時には条例第6条第2号としていたが、口頭による決定理由説明の際に、具体的には同条同号アに該当すると釈明した。
- (2) 条例第13条に基づく意見書提出機会付与通知書を東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）に送付し、JR東日本から提出された意見書も踏まえて検討した。その結果、設計等に係る費用及び設計費用負担額調書の記載を公開することにより、今後、JR東日本の予算措置状況が請負契約を締結しようとする相手方に明らかとなり、契約交渉等におけるJR東日本の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号アに該当する。
- (3) 協定書の「第4条」に記載された設計等に要する費用の金額並びに協定書別紙の「設計費負担額調書（計画予算書）」の小計、「消費税及び地方税消費税」、上表の「合計」、「甲負担額」、「乙負担額」、「丙負担額」、「丁負担額」及び下表の「合計」に記載された金額については、本件処分を行った令和元年（2019年）12月13日の時点では令和2年度の予算要求額を公表していなかったため、非公開とした。しかしながら、別処分を行った令和2年（2020年）3月16日の時点では、当該予算要求額を公表しており、当該記載

された金額については算出が可能となっていたため公開したものであることから、本件処分と別処分との公開部分が異なっていることは不当ではない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、神奈川県、藤沢市、鎌倉市及びＪＲ東日本の４者間で締結された、「東海道本線大船駅・藤沢駅間村岡新駅（仮称）及び自由通路設置に伴う概略設計等の実施に関する協定書」である。

そこで、本件対象文書について、一部公開とした実施機関の処分について検討する。

- (2) 条例第６条第２号該当性について

ア 条例第６条第２号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第６条第２号アに該当するとされた部分については、深沢地域整備事業の実施にあたり、ＪＲ東日本が負担する費用負担額又はその額を推知することができる事項が記載されていた。これらは、一般に公開することとなれば、当該事業に関する事務を請け負おうとする者にとっては、契約締結前に個別の契約の予算額を推知することができ、その結果、ＪＲ東日本が今後実施する契約交渉に支障をきたすなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められる。

以上のことから、条例第６条第２号アに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- (3) 本件処分と別処分で公開内容が異なる点について

審査請求人は、本件処分と別処分は請求対象文書が同じ内容

であるにもかかわらず、公開範囲が異なると主張するところ、別処分に係る行政文書公開請求時には、非公開とすべき事情がなくなつたとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 1 / 10 / 16	行政文書公開請求書が提出される
10 / 29	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
12 / 13	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 1 / 6	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
2 / 17	処分庁が審査庁に弁明書を提出
2 / 26	審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 / 19	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
4 / 1	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
4 / 28	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出
5 / 18	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
6 / 9	処分庁が審査庁に再々々弁明書を提出
6 / 17	審査請求人が審査庁に再々々反論書を提出
7 / 2	処分庁が審査庁に再々々々弁明書を提出
7 15	審査請求人が審査庁に再々々々反論書を提出
8 / 28	審査会に対し諮問
3 / 1 / 29	第 121 回審査会で審議
2 / 19	第 122 回審査会で審議
3 / 16	第 123 回審査会で審議
5 / 20	答申（答申第 93 号）